

答申第155号
平成25年5月9日

神戸市長
矢田立郎様

神戸市情報公開審査会
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成24年12月27日付神産農計第1176号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

以下の公開請求における公文書を保有していないことによる非公開決定に対する不服申立てについての諮問

平成17年度災害復旧工事されたことにつきまして、生活道路幅が狭くなっています。

- ①なぜ道路幅を狭くされたのか
- ②農林土木が単独でされたのか

別紙

答 申

1 審査会の結論

本件の公開請求に対し、公文書を保有していないことによる非公開決定を行ったことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「平成 17 年度災害復旧工事されたことにつきまして、生活道路幅が狭くなっています。

①なぜ道路幅を狭くされたのか

②農林土木が単独でされたのか

この上記についてお答え下さい。」

(2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し、申立人は、不存在とされた公文書の公開を求める異議申立てを行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 24 年 11 月 22 日受付の異議申立書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

実施機関は公文書を保有していないと言っているが、工事をした予定、作業日程、作業工程等、保管していると思う。これが私は公文書と信じている。

平成 17 年度災害復旧工事において、請負業者と地権者の要請を受けて補修したとあるが、なぜ農林土木（現・産業振興局農政部計画課）担当者が道は狭くなると言ったのか。私は業者、地権者より何も聞かされていない。

元の道路に復元をしてほしい。農林土木は監督の立場でありながら、私たち生活者をこらしめるのか。通っていた車両が通行できないのである。家の補修ができないのである。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 25 年 1 月 24 日付の非公開理由説明書及び平成 25 年 1 月 30 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

平成 16 年 10 月の台風により、本件請求に係る道路からさらに奥に位置する農地が崩

壊する災害が発生し、平成17年3月から5月にかけて神戸市が災害復旧工事を実施した。本件請求の道路の工事は、当該災害復旧工事の請負業者が所有する車両等が現場へ出向くためにこの道路を通行した際に、農地の畦の一部を損傷したため、請負業者が農地の所有者から要請を受けてその復元のための補修を行ったものである。この補修は請負業者が道路を通行する際の不注意によるものであり、当該災害復旧工事に含まれていないため、本件請求の対象となる公文書は存在しない。

本件請求を受けた後に、当該災害復旧工事を担当していた本市職員に当時の状況についてあらためてヒアリングを行ったところ、請負業者から、畦を損傷し、復元要請を受けたことについての口頭による連絡は受けたが、上記の理由から畦の補修については工事外であり、請負業者と農地所有者の間で処理すべきものであることから、文書化はしなかったとのことであった。

さらに、市が実施した当該災害復旧工事の工事請負契約原議書類（文書保存期間：10年）を念のために確認したが、当該道路の補修に関する情報は一切含まれていなかった。また、この契約原議のほかに上記の災害復旧工事及び業者が行った補修に関する書類がないか書庫等も確認したが、該当する書類はなかった。

なお、畦の補修工事は、再度崩れないように斜面の裾を小さなブロックで復元しているが、補修工事によって道路の幅員が狭くなったということはない。

5 審査会の判断

(1) 本件請求文書について

申立人の行った本件請求の内容は、以下のとおりである。

「平成17年度災害復旧工事されたことにつきまして、生活道路幅が狭くなっています。

①なぜ道路幅を狭くされたのか

②農林土木が単独でされたのか

この上記についてお答え下さい。」

また、申立人は異議申立書の中で、工事の予定、作業日程、作業工程等があると思うと主張している。

以上のことから、申立人が公開請求した文書は、平成17年に神戸市が行った災害復旧工事（以下「本件災害復旧工事」という。）に関連して、本件災害復旧工事の請負業者が、現場へ向かう途中で農地の畦を損傷したことにより実施した、畦の補修工事（以下「本件補修工事」という。）の施工理由、内容、スケジュール等が記載された文書であると考えられる。

(2) 争点

実施機関は、本件請求に対して、該当する文書を保有していないとして、公文書を保有していないことによる非公開決定を行った。これに対し、申立人は、該当する文書があるはずだとして争っている。

したがって、本件における争点は、本件請求の趣旨に該当する文書の存否である。
以下、検討する。

(3) 本件請求文書の存否について

ア. 実施機関によると、本件補修工事は、請負業者が道路を通行する際に畦の一部を損傷したため、請負業者が農地の所有者から要請を受けてその復元のための補修を行ったものである。そして、本件補修工事は請負業者の責任において行われたもので、平成17年3月から5月にかけて神戸市が実施した本件災害復旧工事には含まれていないとのことである。

イ. 災害復旧工事に関する文書について、公文書分類表における文書の保存期間を確認したところ、保存期間が10年である工事請負契約原議書類を除き、災害復旧関係書類の保存期間は5年となっており、たとえ本件補修工事が行われた平成17年当時に何らかの該当文書を作成又は取得していたと仮定しても、工事請負契約原議書類以外の文書はすでに保存期間を満了し、廃棄済みであると考えられる。

ウ. 審査会から実施機関に対して、現存する本件災害復旧工事の工事請負契約原議書類の中に本件補修工事に関する記載があるか、確認を求めたが、本件補修工事に関する情報は見当たらなかった。

エ. 上記の工事請負契約書の中には、現場へ向かう途中で請負業者が第三者に損害を及ぼしたような場合にとるべき処置に関する規定は見当たらない。すなわち、本件補修工事に関して、請負業者が市への文書による報告や処理結果の届出などを義務付けられていたとは認められず、請負業者から口頭による連絡を受けただけであるとの実施機関の説明は、不合理とはいえない。

オ. 念のため、工事請負契約原議書類以外に本件災害復旧工事または本件補修工事に関する文書が残っていないか、実施機関に確認したが、検索しても該当する文書は見つからなかったとのことである。

カ. また、工事事故が発生すれば事故報告書を作成することになっていることから、工事事故の所管部署に、本件についての事故報告書がないか聴取したが、該当する報告書は見つからなかった。

さらに、本件補修工事が道路との境界で行われたことから、道路管理の所管部署においても本件補修工事に関する届出や協議の文書がないか聴取したが、該当する文書は見つからなかった。

キ. 以上を踏まえて判断すると、本件請求の趣旨に該当する文書が存在していることを窺わせる事実を確認することはできず、実施機関による本件決定は妥当であると認められる。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成24年12月27日	—	* 諮問書を受理
平成25年1月24日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成25年1月30日	第264回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成25年3月19日	第265回審査会	* 審議
平成25年4月22日	第266回審査会	* 審議